

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第23回理事会
第26回運営審議会

平成9年1月

平成8年1月11日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

~~第23~~
第23回理事会・第26運営審議委員会合同拡大会議

付

【報告及び議題】

- (1) 事務局長人事等
- (2) NGO支援審査委員会委員の承認
- (3) 韓国での事業展開
・ソウルの引き渡し状況 (別紙)
- (4) インドネシアでの事業展開
- (5) フィリピンでの事業展開
- (6) その他

アジア女性基金1996年度女性の人権に関わる今日の問題への自立活動・支援
助成審査会のメンバーについて (案)

「1996年度女性の人権に関わる今日の問題への自立活動・支援助成金交付要綱」(案)
は、1996年12月16日の第22回理事会及び三者合同会議に提案され、第3項の助
成審査会のメンバー決定以外は承認された。その審査会の委員を以下のようにしたい。

助成審査会メンバー (案)

- 1) 安部 陽子 (国連婦人開発基金日本国内委員会常任理事)
- 2) 背戸明子 (日本外国語専門学校副校長、前青年海外協力協会理事長、前国際ボラン
ティア協会事務局長、前婦人問題有識者会議委員)
- 3) 橋本ヒロ子 (運営審議会委員)
- 4) 林 陽子 (運営審議会委員)
- 5) 宮崎 勇 (理事) 1月10日まで海外出張中のため、まだご了解を得ていない。
- 6) 山下泰子 (文京女子大学教授、国際女性の地位協会専務理事)
- 7) 山口達男 (理事)

以上

【ソウルの状況報告】

- 【12時】 5名の元慰安婦の方が、ホテルに到着。今から、食事をする。
1名は、息子さんが連れてくることになっているが、未だに、到着せず。すでに自宅は出ている。車の渋滞で、遅れている模様。
もう1名は、昨日、オートバイにぶつかる交通事故にあう。救急病院に運ばれたが、現在は、自宅療養中。後ほど、自宅に届ける予定。
- 【13時】 金平、高崎、中嶋氏が、ホテルに到着。
- 【13時30分】 お渡しの準備を開始。
- 【13時55分】 野中氏のあいさつで、お渡しを5名に開始。交通事故の方には、後ほど届けることになっている。その方法は、未定。
- 【14時55分】 5名の方に、お渡しを終了した。総理の手紙は日本語と韓国語で読み上げ、原理事長の手紙は韓国語を読み上げました。5名全員が、「ありがとうございます」と言って、喜んでいました。
今から、金平さんと野中さんが、残りのお二人の自宅に行き、お届けします。。

謹啓

日本国政府と国民の協力によつて生まれた「女性のためのアジア平和国民基金」は、かつて「従軍慰安婦」にさせられて、悲しがたい苦しみと経験された貴女に対して、ここには日本国民の償いの気持ちをお届けいたします。

かつて戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと、多数の慰安所が開設され、そこに多くの女性が集められ、将兵に対する「慰安婦」にさせられました。十六、七歳の少女もふくまれる若い女性たちが、そうとも知らされずに集められたり、占領下では直接強制的な手段が用いられることもありました。貴女はそのような犠牲者の一人だとうかがっています。

これは、まことに女性の根柢的な尊厳と踏みにじる残酷な行為でありました。貴女に加えられたこの行為に対する道義的な責任は、総理の手紙にも認められているとおり、現在の政府と国民も負っております。われわれも貴女に対して心からお詫言ひ申し上げる次第です。

貴女は、戦争中に耐え難い苦しみを受けただけでなく、戦後も五〇年の長きにわたり、傷ついた身体と残酷な記憶をかかえて、苦しい生活を送つてこられたと拝察いたします。

このような認識のもとに、「女性のためのアジア平和国民基金」は、政府とともに、過去一年間、国民に募金と呼びかけてきました。ここらある国民が積極的に関われば、日本国民の心からの謝罪と償いの気持ちを表しております。

もとより謝罪の言葉や金銭的な支払いによつて、貴女の生涯の苦しみが償えるものとは毛頭思いません。しかしながら、このようなことと二度とくりかえさないという国民の決意の徴として、この償い金を受けとめて下さるようお願いいたします。

「女性のためのアジア平和国民基金」は引き続き日本国政府とともに道義的責任を果たす「償いの事業」のひとつとして医療福祉支援事業の実施に着手いたします。さらに、「慰安婦」問題の真相と明かにし、歴史の教訓とするための資料調査研究事業も実施してまいります。

貴女が申し出てください、私たはあらためて過去について目とひらかれました。貴女の苦しみと貴女の勇気と日本国民は忘れません。貴女のこれからの人生がいかに安らかなものになるようにお祈り申し上げます。

一九九七年

財団法人

女性のためのアジア平和国民基金

理事長

原 文兵衛

일본 정부와 국민의 협력에 의해 만들어진 「여성을 위한 아시아 평화 국민 기금」은 「중군 위안부」로서 종사하도록 강요받아 치유하기 어려운 괴로움을 겪은 귀하에게 일본 국민의 보상하는 마음을 전하고자 합니다.

지난 전쟁시 구 일본군 관여하에 다수의 위안소가 설치되어 그곳에 많은 여성들이 끌려와 장병의 「위안부」로서 종사하도록 강요 받았습니다. 16, 7세의 소녀들도 포함된 젊은 여성들이 그런 뜻을 미리 알려지지 않는 채 끌려 오거나 전쟁하에서는 직접 강제적인 수단이 사용되었을 경우도 있었습니다. 귀하가 그 희생자 중의 한사람이라고 들었습니다.

그것은 실로 여성의 근본적인 존엄성을 짓밟은 잔혹한 행위였습니다. 귀하에게 가해진 행위에 대해서는 총리의 편지에도 인정되어 있는바와 같이 현재의 정부와 국민도 도의적인 책임이 있습니다.

저희들도 귀하에게 진심으로 사과 드리는 바입니다.

귀하는 전쟁 중에 참기 어려운 고통을 받았을 뿐만 아니라, 전후 50년이란 긴 세월을 깊은 상처와 잔혹한 기억을 안고 고통스런 생활을 보내 왔으리라고 생각합니다.

이러한 인식하에 「여성을 위한 아시아 평화 국민 기금」은 정부와 함께 과거 1 년간에 걸쳐 국민에게 모금을 호소해 왔습니다. 양심이 있는 국민들이 적극적으로 우리들의 호소에 응하여 거금을 해 주었습니다. 그러한 거금과 함께 보내온 편지는 일본 국민들의 마음으로부터의 사죄와 보상의 뜻을 나타내고 있습니다.

말할 나위도 없이 사과말이나 금전적인 대가로 귀하의 생애 고통이 지워지리 라고는 엄두도 못냅니다. 하지만, 이러한 일을 두번 다시 반복하지 않겠다는 국민의 결의의 뜻으로 이 보상금을 받아 주셨으면 합니다.

「여성을 위한 아시아 평화 국민 기금」은 계속해서 일본 정부와 함께 도의적 책임을 다하는 「보상 사업」의 하나로서 의료 복지 지원 사업의 실시에 착수하겠습니다. 그리고 「위안부」문제의 진상을 밝히고 역사의 교훈으로 삼기 위한 자료 조사 연구 사업도 실시해 나가겠습니다.

귀하가 밝혀주신 까닭에 저희는 새로이 과거에 대하여 눈을 뜨게 되었습니다. 귀하의 고통과 용기를 일본 국민은 잊을 수 없습니다. 귀하의 앞날이 편안하시길 기원합니다.

1997년

재단법인 여성을 위한 아시아 평화 국민 기금

이사장 原文兵衛

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはありません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

平成九（一九九七）年

日本国内閣総理大臣 橋本龍太郎

(仮訳)

근제

이번에 정부와 국민이 다 함께 협력하여 추진하고 있는 「여성
을 위한 아시아평화국민기금」을 통해 중군위안부로서 희생되신
분들께 우리 나라의 국민적인 보상이 행해짐에 즈음하여 저의 심
정을 표명하고자 합니다.

이른바 중군위안부문제는 당시 구일본군의 관여하에 많은 여성
들의 명예와 존엄성에 깊은 상처를 입힌 문제입니다. 저는 일본
국 내각총리대신으로서 다시 한번 소위 중군위안부로서 수많은
고통을 겪고 심신양면에 걸쳐 치유하기 어려운 상처를 입으신 분
들께 진심으로 사과와 반성의 뜻을 말씀드리고자 합니다.

우리는 과거의 무거움으로부터도 미래를 향한 책임으로부터도
도망칠 수는 없습니다. 우리나라로서는 도의적인 책임을 통감하
면서 사과와 반성의 뜻에 입각하며 과거의 역사를 직시하며 이것
을 후세들에게 바로 전달하는 것과 동시에 부조리한 폭력 등 여
성의 명예와 존엄성에 관련된 문제들에 대해서도 적극적으로 임
해야 한다고 생각합니다.

끝으로 여러분들의 앞으로의 인생이 평온하시기를 충심으로 비
는 바입니다.

경구

1997년

日本国内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本国民からの償いの気持ち (拠金者のメッセージ)

人間として、おわびしてもおわびしてもしきれぬ問題ではありませんが、この過ちを今後決して繰り返さないこと、その意思を生涯持ち続けることで、おわびしたいと思います。(仙台市・女性)

戦中、私はまだ子供でしたが、後に「従軍慰安婦」の存在を知り、この犠牲になった女性たちの悔しさを察して、このような非道な策を実行した日本軍隊に対する怒りで身が震えました。この罪の償いは日本人一人一人が果たすべきものと考えます。その具体的な行動の一つとしてこの募金の意義を認めます。(広島市・男性)

少しばかりですが、趣旨に賛同いたしましたので、寄付させていただきました。民間レベルだけの補償でなく政府レベルでの補償ができるよう希望しています。(前原市・女性)

この国の人間である以上、この国の過去の過ち、歴史からのがれることはできません。従軍慰安婦とされた皆様に日本人として、人間として心からお詫び申し上げます。アジア女性基金のご成功お祈りいたします。——あの戦争を知らない27歳の若者より

今年には阪神大震災に始まりオウム事件、中仏の核実験実施等揺れ動いておりますが、自分は世の中と無縁のごとく毎日を平穏に淡々と過ごしています。しかし現在が過去からの積み重ねであることを思うと、無力な方々の貴い犠牲を無視することは人間として恥ずかしいと思います。何もできなくて申し訳ありませんが、気持ちだけ送らせていただきます。(埼玉県川越市・女性)

慰安婦であったために、不幸な人生を送られた方々に、ぜひ手厚いおわびと、これからの幸せをお祈り申し上げたいと思います。(いま子供が8か月のため十分なお手伝いはできません)

が、1日2時間くらい家でできるボランティアがあったらお申し付けください。早目の償いをこころからお願いいたします。

お金で償えることではありませんが、日本人として、申し訳なく思う気持ちが伝わればと願っています。

「従軍慰安婦」とされた方々へ私は深く頭を垂れお詫びを申し上げます。この方々への償いは「国」が「国」としてするべきであると強く思います。しかし、この方々の50年後のいまは、年老いておられ、残された時は少ないことを思います時、私は原則論を曲げます。日本国民の一人として償いのために用いていただきたく送金いたします。この方々の苦痛が少しでも和らいでいただくことができますようにと念じます。そして二度とこのような歴史をつくってはいけないと強くつよく思います。

私たちがきちんと反省、謝罪をし過去をきちんと清算し、その後に将来をあたらしく築くべきです。父が中国に従軍で行きましたので、心配です。国民として子供として「従軍慰安婦」の方々に少しでもお詫びができたらと思います。ほんの少しですが使ってください。

彼女たち（一説では20万ともいわれる元従軍慰安婦の女性たち）も、私たち（先の大戦で大敗した日本の戦争生き残りの世代）も、ともに老いました。残りの時間はわずかとなりました。早急に私たちが彼女たちに謝罪の意を伝え、いまだ回復されない彼女たちの人権と名誉を救済するために手をさしのべなければなりません。何もしなければアジア諸国との友好の歴史に汚点をのこします。批判もある民間基金ですが、この思いで、寄付することにしました。

元慰安婦の方々の名誉回復に役立つような形で活用してほしいと思います（「お金で解決」というような印象を避ける）。と同時に、これで日本政府の責任がすんだというのではなく、事実解明等、種々な努力を継続することも訴えてください。

アジア女性基金

우리들의 심정

(지원자의 메시지)

인간으로서 아무리 사과하려도 해결될 문제가 아닙니다마는 이와 같은 잘못을 앞으로는 결코 되풀이하지 않는다는 뜻을 평생 지내고 살아감으로서 사과하고 싶습니다.

전쟁때 저는 아직 어린아이였습니다만 후에 「중군위안부」의 존재를 알고 그 희생자가 되신 여성들의 분노를 헤아려 이와 같은 극악무도한 책략을 자행한 일본 군대에 대해 분노로 온몸이 떨렸습니다. 이러한 죄에 대한 보상은 일본인 한사람 한사람이 보상해야 할 것으로 생각됩니다. 그 구체적인 행동의 하나로서 이 보금의 의의를 인정합니다.

얼마 안됩니다만 취지에 동의하므로 기부를 하였습니다. 민간 차원의 보상뿐만 아니라 정부 차원에서도 보상이 실시될 것을 희망합니다.

이 나라의 국민인 이상 이 나라의 과거의 잘못이나 역사로부터 벗어날 수는 없습니다.

중군위안부를 하도록 강요되신 여러분께 일본인으로서, 또 인간으로서 진심으로 사과 드립니다. 아시아 평화 국민 기금의 성공을 기원합니다.

— 그 전쟁을 모르는 27세의 젊은이로부터

올해 오사카·고베 대지진을 비롯하여 옴진리교 사건, 중국 및 프랑스의 핵실험 실시 등 동요되고 있으나 저는 세상사와 인연이 없는 듯 매일 평온하고 담담하게 지내고 있습니다. 그러나 현재가 과거로부터 자유로울 수 없는 것이라고 생각할 때 무력한 분들의 고귀한 희생을 무시하는 것은 인간으로서 부끄러운 일이라고 생각합니다.

아무런 도움도 드릴 수 없어 죄송스럽습니다만 이러한 마음만이라도 표현하고 싶습니다.

위안부를 하도록 강요되신 탓으로 불행한 인생을 보내셨던 분들께 정중한 사과와 함께 앞으로도 행복하시기를 기원하고자 합니다. (지금 아기가 8개월이어서 충분한 도움을 드릴 수 없으나 하루 2시간 정도 집에서 할 수 있는 자원 봉사 활동이 있으면 알려주십시오. 조속한 보상이 이루어지길 바랍니다.

돈으로 보상할 수 있는 것은 아닙니다마는 일본인으로서 죄송하게 여기는 마음이 전달되었으면 합니다.

「중군위안부」로 강요되신 분들께 저는 머리를 숙여 사과 드립니다. 이 분들에 대한 보상은 「국가」가 「국가」적인 차원에서 해야 한다고 강력하게 생각합니다. 그러나, 이분들이 50년이 지난 지금은 노년이 되어 여생이 얼마 되지 않았다고 생각할 때 저는 원칙론을 주장하지는 않습니다. 일본 국민의 한사람으로서 보상을 위해 써 주시기를 바라며 송금합니다. 이 분들의 고통을 조금이나마 줄일 수 있게 되기를 염원합니다. 그리고, 다시는 이러한 역사가 되풀이되어서는 안된다고 강경하게 여깁니다.

우리들이 올바르게 반성과 사과를 하여 과거를 청산하고, 그 후 미래를 새롭게 세워 나가야 합니다. 부친이 중국에 중군하셨었기 때문에 염려가 됩니다. 국민으로서 자식으로서 「중군위안부」분들에게 조금이나마 사과드릴 수 있었으면 합니다. 조금이지만 써 주시기 바랍니다.

그분들(설에 의하면 20만명에 이른다는 과거 중군위안부로 강요되신 여성들)도 저희들(제2차 세계대전에서 패한 일본의 전쟁 생존자 세대)도 다 같이 늙었습니다. 남은 시간은 얼마 안됩니다. 조속히 저희들이 그분들에게 사과의 뜻을 전하고 아직 회복되지 않는 그분들의 인권과 명예를 회복하기 위한 손길을 펼쳐 나가야 합니다. 아무 것도 하지 않는다면 아시아 여러 나라와의 우호 관계에 역사적 오점을 남기게 됩니다. 비판도 받고 있는 민간 기금이지만 이러한 마음으로 기부하기로 하였습니다.

위안부를 하도록 강요되신 분들의 명예회복에 보탬이 되는 형태를 활용하여 주셨으면 합니다. (「돈으로 해결」이란 인상을 피해야 합니다.) 이와 동시에 이것으로 일본 정부의 책임을 다했다는 것이 아니고, 사실 규명 등 각종 노력을 계속해야 한다는 것도 호소하여 주십시오.

**여성을 위한
아시아 평화 국민 기금
(아시아 여성 기금)**

インドネシアにおける高齢者社会福祉推進事業の概要

1. 事業の内容

社会省の運営する老人ホームに付属して、身寄りのない高齢者で病氣や障害により働くことの出来ない高齢者を収容する施設を今後10年間に亘り順次整備。同施設への入居者については、従軍慰安婦であったと名乗り出ている方や女性を優先。同施設においては、当該高齢者に宿泊、食事、入浴等のサービスを提供するとともに機能回復訓練を実施。

2. 施設の整備内容及び経費

- (1) 1施設あたりの経費は約760万円。一年間に5施設、10年間で50施設を整備。経費総額は10年間で約3億8千万円。
- (2) 整備内容は、建物(約180平米)、ベッド、テーブル、台所設備、テレビ、入浴設備、草椅子等。
- (3) 1施設当たりの定員は10名。10年後の定員総計500名。

3. 設置の場所

初年度は、中央ジャワ、東ジャワ、北スマトラ、南スラウェシ、南東スラウェシの5カ所に設置。施設設置場所については、日本軍が多く駐留し、慰安婦の方が多く存在したと思われる地域に重点的に設置。

元慰安婦償い事業決着

インドア 慰安婦償い事業決着
50か所に高齢者福祉施設

日本とインドネシアの間 昨年七月の発足以来、元従軍慰安婦個人への見舞金支給は行つたが、政府が費用を負担する福祉面での償い事業は初めて。また、個人への見舞金支給については、インドネシア政府が「慰安婦の特定は困難」などとして拒否していることもあり、見舞金支払いは行われなかつた。

慰安婦と名乗りに出ている人や女性の高齢者の入所を優先する施設整備の初年度は、戦中、日本軍が多数駐留した地域に重点的に設

日本とインドネシアの間 昨年七月の発足以来、元従軍慰安婦個人への見舞金支給は行つたが、政府が費用を負担する福祉面での償い事業は初めて。また、個人への見舞金支給については、インドネシア政府が「慰安婦の特定は困難」などとして拒否していることもあり、見舞金支払いは行われなかつた。

慰安婦と名乗りに出ている人や女性の高齢者の入所を優先する施設整備の初年度は、戦中、日本軍が多数駐留した地域に重点的に設

日本とインドネシアの間 昨年七月の発足以来、元従軍慰安婦個人への見舞金支給は行つたが、政府が費用を負担する福祉面での償い事業は初めて。また、個人への見舞金支給については、インドネシア政府が「慰安婦の特定は困難」などとして拒否していることもあり、見舞金支払いは行われなかつた。

インドネシアにおける「基金」事業の実施について

(タスクフォースでの結論)

平成9年1月11日

アジア女性基金事務所

1. 経緯

(1) インドネシアにおける「基金」事業につきましては、インドネシア政府よりは、元慰安婦の方々個人に対する事業は行わず、元従軍慰安婦の方々を含む先の大戦において困難を経験された世代の方々に関与する事業(具体的には「イ」政府が実施する老人ホーム事業)への支援を希望する旨日本政府に通報があり、昨年11月7日の第21回理事会において、外務省よりインドネシア政府提案の事業につき「基金」側に説明がありました。

(2) また、理事会におきましては、本件提案について種々議論がありました。最終的には継続審議とし、インドネシア・グループで引き続き検討を行うこととされ、「基金」関係者が直接現地に出向きインドネシア政府関係者等と直接意見交換を行うこととなりました。また、「基金」関係者がインドネシアに赴く際には、「基金」としては元慰安婦の方々へ「償い金」をお届けすることが原則であることをインドネシア政府に対し説明の上、協力を求めることとし、仮に個人を対象とした事業がインドネシアにおいてどうしても実施できない場合には、老人ホーム事業の対象者を元慰安婦の方々を中心にするにはできないか要請することが確認されました。

2. 有馬副理事長、橋本運営委員の訪「イ」の結果

12月22日から25日にかけて有馬副理事長、橋本運営委員、松田第二業務部長、宮川外務省事務官がインドネシアを訪問し、「イ」政府関係者との意見交換で明らかになった点は次の通りです(会談概要は別添)。

(1) インドネシア政府としては、①政府として元慰安婦個人に対するデータを何ら有していないこと、②インドネシアにおいて元慰安婦であったことを明らかされることは本人やその家族を辱めることとなり、国民感情を害すること、③日・インドネシア間の賠償問題は賠償協定によって既に解決済みであるとの理由から、元慰安婦の方々個人に対する事業ではなく、老人ホーム事業への支援を受け

るということで既に閣議決定した上、国会の了解も得ているのでこれを変更することは不可能であることが判明しました。

(2) また、今回の訪問により、①本件老人ホーム事業への入居者については元慰安婦として名乗り出ている方や高齢の女性を優先すること、②慰安所の多かったと思われる地域に重点的に本件老人ホーム整備を行うことが確認されました。

(3) その他、「基金」が行う今日的な女性尊厳事業に関して、「イ」政府関係者より関心が示されました。

3. タスクフォース会合での結論

上記経緯及び今般の有馬副理事長等のインドネシア訪問の結果を踏まえて、タスクフォースとしては、インドネシア政府から提案されている老人ホーム事業が元慰安婦と名乗り出ている方や女性をその対象として優先する等との譲歩を取り付けることができたことを踏まえ、早急に本件事業を実施せざるを得ないとの結論に達しました。なお、「償い金」の支給については、「基金」としてはこれが実施できるよう引き続き努力したいと考えています。

(了)

(別添)

アジア女性基金インドネシア訪問についての報告

日時：平成8年12月23日-25日

会見者：アスモノ社会省次官、ハルヤテイ・スパディオ前社会大臣、リニ・スロヨ女性問題担当大臣秘書官、シャムシア・アハマッド元女性問題担当大臣補佐官
(ダルスマン人権委員会副委員長は、ジャカルタ不在のため会見不可能)

日本側：有馬副理事長、橋本運営審議会委員、松田第二業務部長、宮川外務省アジア局地域政策課職員

大使館：中山政治問題担当参事官、三澤1等書記官、千葉2等書記官(通訳)

1. 12月23日、ハルヤテイ・スパディオ前社会大臣(1993年まで)

有馬副理事長から「基金」の事業の説明後、前大臣から次のようなコメントがあった。

(1) 兵補、労務者については日本とインドネシアの二国間条約に基づき、日本政府は十分なことをしているので、これ以上する必要はない。

(2) 元「慰安婦」に関して、最近NGOが、不十分な情報に基づいて国家補償を要求する運動を始めている。しかし、元「慰安婦」と申し出た女性やこれら女性を援助している人はお金目当てな者が多いので十分に注意すべきである(何度もこの言葉を繰り返した)。

(3) アジア女性基金が、インドネシアの元「慰安婦」に何かしたいのなら、インドネシア政府の社会省を通して行うべきだ。

2. 12月24日 アスモノ社会省次官

(本件担当の局長等関係者、外務省の担当者同席)

有馬副理事長の説明：外務省を通して、インドネシア政府が考えられた老人ホーム建設という大変すばらしい計画のことを伺った。しかし、アジア女性基金（以下「基金」）が元「慰安婦」に対して現在行っている事業は、一人当たり200万円の償い金や総理からのお詫びの手紙を、判明した元「慰安婦」一人一人にお渡しすることと、医療・社会福祉サービスなどの提供である。そのことをお伝えしに来た。

アスモノ次官：

(1) 今聞いた基金の活動内容は、インドネシア政府が計画し、大使館に相談した案とは異なっている。

(2) この案は、「イ」外務省から、「基金」が元「慰安婦」の方々に対して償い金等を支給し始めたという情報を得て、社会省が他の省庁と相談して検討した案である（注：この後に会見したりニ女性庁事務局長から、老人ホームの件は国会と政府が行う3ヶ月に1回の政策協議でも了解されたという情報が入った。）。

(3) インドネシア政府としては、11月の記者会見でも述べたように、次のような理由により、償い金等個人宛のものは受け取らないことを決定した。

(イ) インドネシアには元「慰安婦」に関する信頼できる情報やデータが十分ないため、申し立てている人たちが本当に「慰安婦」であったかどうか確認できない。

(ロ) 元「慰安婦」であったということを公表することは、彼女たちの家族、兄弟、姉妹、子・孫等、ひいてはインドネシア国民全体にとって大変な恥である。

(ハ) 第二次世界大戦中にインドネシア国民が日本軍から受けた被害については、二国間の賠償協定で決着済み。

従って、最近インドネシア及び日本の一部の人たちが元「慰安婦」の人たちへの国家補償を要求する動きがあるが、この様な運動はインドネシア政府としては全く受け入れられないものである。

(4) 「基金」事業について政府部内で現実的な解決を話し合った。既にインドネシア政府は、次のような決定をした。

- (イ) 「基金」のインドネシアにおける元「慰安婦」に対する支援活動は、政府（社会省）を通して行うこと
- (ロ) 元慰安婦個人に対する「償い金」の支給は絶対に受けないこと
- (ハ) (社会省の管轄である) 老人ホーム事業への支援であれば受け入れること

この老人ホームについては、

- a. 元「慰安婦」と申し出る者を優先的に入所させる。但し、本当に元「慰安婦」であるかどうかの調査は、情報・データ等が不十分であるため行わない。
- b. ホームの運営はオープンにする。

もし「基金」がこの老人ホームの計画に合意しないならば、上記の計画を全て変更しなければならない(が、既に政府全体で合意しており、不可能だというニュアンス)。また、償い金を渡すことなど個人を対象に行う事業を始めると、インドネシア国内に多くの問題を引き起こす。例えば、元兵補・労務者等の要求も認めなければならなくなる。

3. 12月24日 リニ・スロヨ女性問題担当大臣秘書官

ミエン・スガンデイ女性問題担当大臣が非常に会いたがっているが、23日に故大統領夫人のお墓のある中部ジャワで、母の日の儀式を大統領出席の下に行って帰ってきたばかりで、本日は都合が付かない。(27日だと空いているということであったが、25日に帰国するので残念である旨伝えた。)

有馬副理事長：「基金」の元「慰安婦」に対する事業並びに女性のための尊厳事業の説明。

リニ秘書官：

既に、個人を対象にした事業を行わずに社会省の管理下で老人ホームを建設するという件は、女性問題担当庁としても100パーセント合意した上で、国会も了解しており(国会と政府は3ヶ月に1回政策協議を行っている。本件はそこで

了解されている)、妥当である。インドネシア政府としては、元「慰安婦」個人に対する事業を認めない。理由は、a. 元「慰安婦」に関する信頼できる情報やデータを探すことが難しい、b. 元「慰安婦」の子どもや孫がその事実を知ると大変な恥である。インドネシアでは、元「慰安婦」のための活動には、女性団体やグループはかかわっていない。

女性庁が1984年から故スハルト夫人からの拠金に基づいて始めた、元売春婦の更正・職業訓練・社会復帰事業について説明。この事業の特徴は、

(イ) 社会省との協力事業(本来社会省が売春婦の更正等の所管である)

(ロ) 元売春婦であることが明らかになるとインドネシア社会から悪い女という烙印を押され差別されるので、そうならないように秘密裏に事業を行っている。

このやり方は、元「慰安婦」のための老人ホームについても適用すべきであろう(即ち、元慰安婦として名乗りを上げる人がいるかも知れないが、これらの人々を公表しないで、老人ホームでお世話することにより、その人の品位と尊厳が保たれる)。更に、これらの老人ホームの建設は、南スラバヤ、中部ジャワ等激しい戦いが行われ、元「慰安婦」が多く住んでいたと思われる地域に重点的に設置する予定であり、元「慰安婦」の方々への裨益も十分に考えてある。

女性庁は、北京行動綱領に沿って、30の事業を行っており、「基金」の援助を検討して欲しい。全国に71(?)の女性学研究センターがあり、慰安婦の調査を行う可能性もある。

有馬副理事長：元「慰安婦」のための老人ホーム事業についても、元売春婦の更正事業のように、社会省と女性庁の協力が進められるようお願いする。老人ホームに於けるカウンセリングの実施等について今後検討したい。また、尊厳事業について、今後の協力の可能性について検討したい。

4. 12月25日 シャムシア・アハマッド元女性問題担当副大臣

インドネシアも高齢化が進み、高齢者の介護が大きな課題であるが、多くの国民は介護や世話は家族が行うべきだと考えている。従って、老人ホームの施設や

職員は十分ではない。元「慰安婦」のための社会省の計画は非常によいと思う。インドネシアの女性問題全体の中で、元「慰安婦」の問題は既に過去のことであり、重要な部分とは見なされていない。また、元「慰安婦」の過去を掘り起こすことは得策ではない。更に、元「慰安婦」個人に対して事業を始めると、元兵補、労務者からの要求が出てくる。

インドネシアに於ける女性の人権や権利の向上を図るための現代的課題が山積しており、アハマッド氏はそれに関わっていると述べ、NGO支援事業等に大きな関心を寄せた。

アハマッド氏が現在関わっている女性の権利関係活動

- (1) 女性の為のインドネシアNGO (コンサルタントとして)
- (2) 「女子差別撤廃条約」監視グループ

女子差別撤廃条約の内容について国民に周知することと政府が正確な実施報告を関係機関団体等の意見を入れて準備して女性差別撤廃委員会に定期的に提出するよう申し入れること、また求められれば、政府の報告書作成の援助を行うこと等を活動内容とする(メンバーとして、女性問題の専門家、労働組合代表、法務省、人権委員会委員等がメンバーで、かなり急進的なフェミニストグループであるカラヤナミトラのメンバーである弁護士もこのグループのメンバー)。このグループでは、元「慰安婦」のことは話題になっていない。

2592 Inocencio St.
1300 Pasay, City
Philippines
Aug. 24, 1996

Dear Ms. Arima,

May you are in a good mood upon receiving this letter of mine. I received to kinds of letter from Japanese friends, I enclosed it in this letter.

I already received the money. it is Aug. 21 the date in my book account that the money enter my bank book. It is ₱ 472,636.00 because there is a Tax.

I felt very happy for the Asian woman fund, specially the apology letter written in Japanese. I will frame this, so that my future generation will know the truth that the Japanese people recognized me as a sex slave.

I gave my thanks to the people of Japan, to the government and

the founder of the Asian Woman fund. Mr. B. Hara, Atty. Takashi Atty. Yoko Hayashi particularly to you, Mr. Umeda of foreign affairs. Also Mr. Takaka and Mr. Ono of the Japanese embassy in Manila who process the papers of the 4 Lolos.

I am looking forward to see you again. To see again the Japanese people. Also Ms. T. Kataumi

also we 3 Lolos (me, Ataxacia and Rufina) want to know from you about the medical before of the Lolos.

Please inform us through Mr. Ono and Mr. Takaka.

Warm regards to your family and friends.

Sincerely yours,
Maria Rosa L. Henson
05 04

(仮訳)

○ロサ・ヘンソンさんからのクリスマスカード

1996年12月14日

敬愛する原 文兵衛理事長、ご家族の皆様

アジア女性基金の理事長である貴方に心より感謝いたします。私たち、昨年8月14日にアジア女性基金を受け取った4人のロラはとても幸せです。同じ年の8月8日に日本で貴方とお会いしたときのことは生涯忘れられません。貴方と私が出ている日本の新聞は大切にとってあります。よいクリスマスを。そして、新年おめでとうございます。また理事長にお目にかかるのを楽しみにしています。

心をこめて

ロラ・ロサ・ヘンソン

(なお、このカードには、ロサ・ヘンソンさんが御自身によりフィリピンの風景が描かれている)

○ロサ・ヘンソンさんからの手紙

1996年12月14日

敬愛する原 文兵衛理事長様

ごゆるりと年末年始をお休みのことと存じます。私たち4人のロラは、今とても幸せです。アジア女性基金によってとても幸せになりました。理事長から頂いた手紙を読み、私たちの憤りや心に刺さった棘は消え去りました。

貴方とアジア女性基金で働く方々に感謝します。今私は休んでいるところですが、いつも未来のことを考えています。平和な世界を、そしてフィリピンの人々と日本の人々が互いに信じあい幸せな間柄でいることを。

また、私は、世界中の元慰安婦の方々がアジア女性基金こそが、日々の暮らしをよくするための答えだということを知っていて欲しいと願っています。そして、私たちは総理や貴方から頂いた手紙を額に入れようと思っています。

貴方のご家族やご友人によろしくお伝え下さいませ。かしこ。

ロラ・ロサ・ヘンソン

Dec. 14, 1986

Honorable Benito Hara
President of Asian
woman fund.

Dear Mr. B. Hara,

During ^{the} Holiday season, We four Solos
are very happy now. Because of your Asian
woman fund, we feel very happy we read
in English version your letter to us. All our
resentment and thorns in our hearts were pulled
out.

I thanked you and the people who worked
for this Asian fund. Now I am resting and always
thinking the future, a peace full world and a
the true and good relationship of Filipinos and
Japanese people.

Also hoping that the other comfort women in the
world may understand the ~~the~~ Asian woman fund
in the answer to their daily life. Also the apology
letter and your letter we will frame them.

Regards to your family and friends.

Respectfully yours,
Lola Rosa Hara

Dec 14, 1996

Hon. Bumber Horat Family
President of Asian Women Funds

Dear Sir,

I thanked for everything
because you are the president of
AWF. We your Lolás who received
the fund on Aug 14 are very happy.

I cannot forget in the rest
of my life when I met you in Japan
this Aug. 8. I kept the Japanese news
paper that you and me appeared.
Wishing you a Merry Christmas
and Happy New Year. I looking
forward to see you again.

I paint this card
with color
penels.

Cordially yours
Lola Rosales